

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。 なお、宿泊分野の対象は、以下の日本標準産業分	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。

			類に該当する事業者が行う業務とする。 751 旅館, ホテル 759 その他の宿泊業	
2	P5-6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】		分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2 第2号技能実習を良好に修了した者の日本語能力の評価 職種・作業の種類にかかわらず，第2号技能実習を良好に修了した者については，技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し，上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。
3	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準		○ 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず，技能実習2号を良好に修了した者については，国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
4	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象】	○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	<試験合格者の場合> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し *ただし，修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず，技能実習2号を良好に修了した者は，国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除され

				ます。
5	P8	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準	○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに 関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりで す。 国土交通省観光庁観光産業課観光人材政策室 電話 03-5253-8367	○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに 関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。 国土交通省観光庁観光人材政策担当参事官室 電話 03-5253-8367
6	別表	別表(宿泊業)		(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にか かわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際 交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4 以上)のいずれの試験も免除されます。